



箕 面 政 第 9 1 号
平成 26 年 (2014 年) 6 月 18 日

箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会
委員長 小西 砂千夫 様

箕面市長 倉 田 哲 郎



(仮称) 開発事業等緑化負担税の導入について (諮問)

箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会設置条例第 2 条の規定に基づき、
下記の事項について貴検討委員会の意見を求めます。

記

(諮問事項)

別紙(仮称)開発事業等緑化負担税について

(諮問理由)

市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境を将来にわたって維持していくことが大きな課題となっています。

これまでその財源として、市の一般財源に加えて、開発事業者からの公共施設等整備寄附金が大きな役割を担ってきました。

しかし、平成 19 年には、公共施設等整備寄附金は廃止となり、一般財源においては、近年社会保障費等の財政支出の増大傾向が続いており、新たな財源の確保が必要となっています。

この経過を踏まえて、これまで育んできた本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益を得ている開発事業者等に対し、みどりの保全に必要な費用を新たな市税(法定外目的税)として負担してもらう仕組みについてご審議いただきますようお願いいたします。

(別紙)

(仮称)開発事業等緑化負担税の導入について

課税団体名	大阪府 箕面市		
(イ)税目	開発事業等緑化負担税	(ロ)徴収方法	申告納付
(ハ)課税客体	経済活動につながる建設行為		
(ニ)税収の使途	森林環境・都市環境(市街地のみどり・農地)の保全等		
(ホ)課税標準	住宅の戸数、店舗等の面積		
(ヘ)納税義務者	建設行為を行う事業者		
(ト)税率	住宅、共同住宅(世帯向け) 1戸当たり10万円		
	共同住宅(単身者住宅) 1室あたり3万円		
	店舗・事務所等 下表のとおり		
		1,000㎡未満	10万円
	1,000㎡以上	3,000㎡未満	20万円
	3,000㎡以上	5,000㎡未満	35万円
	5,000㎡以上	10,000㎡未満	70万円
10,000㎡以上	15,000㎡未満	100万円	
15,000㎡以上		150万円	
(チ)収入見込額	年間約30,000,000円		
(リ)非課税事項	経済活動を目的としない個人による自己居住用の住宅の建築等		
(ヌ)徴税費用見込額	不明		
(ル)課税を行う期間	10年間		
(ヲ)その他必要事項			